

令和6年度高砂市電気自動車等購入補助金の手続きに関するQ & A (V2H)

|      | Q  | A   |
|------|--|---|
| Q 1  | 車両と一緒に購入する必要がありますか？                                | V2H 充放電設備の設置に係る補助事業であり、車両と一緒に購入することで補助する事業ではありません。  |
| Q 2  | 車両の補助金とV2H 充放電設備の補助金の両方を申請することはできますか？              | 本補助金の対象となる車両と両方を申請することができます。両方を申請することで車両に対する補助額がアップします。   |
| Q 3  | V2H 充放電設備の設置にかかる国の補助金と重複して補助金を申請してもよいですか？          | 本補助金と併用可能です。  |
| Q 4  | 賃貸物件（貸家等）に設置する場合も補助金の申請はできますか？                     | 賃貸物件（貸家等）に設置する場合も、賃貸人（オーナー）が V2H 充放電設備を購入・設置し、賃貸人（オーナー）が申請者となる場合は申請可能です。  |
| Q 5  | V2H充放電設備を法人名義で購入（所有）し、法人の社長宅に設置する場合、申請は可能ですか。      | 補助対象外となります。<br>（申請者は、①V2H 充放電設備 を購入（所有）し、かつ、② V2H 充放電設備を設置する土地および給電対象施設の所有権または使用権限を有する必要があるが、法人の社長宅に設置する場合、申請者が②を満たさないため） |
| Q 6  | 補助申請の受付は先着順ですか？                                    | 補助申請の受付は先着順にて行います。  |
| Q 7  | V2H充放電設備を自社工事で設置する場合、補助対象になりますか？                   | 自社工事で設置する場合、申請を行うことができません（補助申請に必要な領収書の発行者と宛名が同一となるため）。  |
| Q 8  | V2H充放電設備の設置費用をクレジット契約による分割払で支払う場合、補助対象となりますか？      | 領収書が発行されていれば補助対象となります。  |
| Q 9  | 個人宅にV2Hを設置する場合、住民票に記載された住所と設置場所住所が異なっても補助対象となりますか？ | 住民票上の住所と設置場所住所が異なる場合は補助対象外となります。  |
| Q 10 | 個人宅にV2Hを設置する場合、領収書や保証書等の設置場所名称はどのようにしたらよいですか。      | 「○山○夫邸」「○川○子宅」「フルネーム+邸(宅)」と記載してください。  |
| Q 11 | 個人宅にV2Hを設置する場合、土地（建物）の所有者が、申請者の家族の場合も申請可能ですか？      | 申請できません。土地（建物）の所有者が申請してください。  |
| Q 12 | V2H充放電設備の型式が分かる書類とはどんなものですか？                       | 取扱説明書やカタログ等、写真やイラストで当該型式の外見が確認できるもののコピーを提出してください。   |
| Q 13 | V2H充放電設備の配置場所の平面図は手書きで作成するのでしょうか？                  | 地図アプリや自治会の地図等の写しの上に印をつけるなど、なるべく簡便な方法で作成してください。  |
| Q 14 | V2H充放電設備の設置状況を示す写真はプリンターで印刷したものでよいですか？             | カラー印刷で提出可能です（白黒印刷不可）。   |
| Q 30 | V2H充放電設備を設置した住宅を売却したいのですが、届出は必要ですか？                | 「高砂市電気自動車等購入助成事業取得財産処分届出書」  |
| Q 31 | V2H充放電設備を設置した住宅を譲渡したいのですが、どのような手続きが必要ですか？          | を提出してください。5年以内に売却・譲渡を行う場合は返還金が生じます。   |